			価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和元年六月一日から施行する。

○農林水産省令第六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月三十一日　　農林水産大臣　吉川　貴盛

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第1（第1条関係）	別表第1（第1条関係）
1　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準	1　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準
⑴　飼料一般の成分規格	⑴　飼料一般の成分規格
ア～ツ　（略）	ア～ツ　（略）
テ　グアニジノ酢酸の飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、グアニジノ酢酸として0.06％以下でなければならない。	（新設）
⑵　飼料一般の製造の方法の基準	⑵　飼料一般の製造の方法の基準
ア～チ　（略）	ア～チ　（略）
ツ　グアニジノ酢酸は、ブロイラーを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。	（新設）
テ　フィターゼ（その2の⑷）は、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。	
⑶・⑷　（略）	⑶・⑷　（略）
⑸　飼料一般の表示の基準	⑸　飼料一般の表示の基準
ア　（略）	ア　（略）
イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。	イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。
㋐～㋓　（略）	㋐～㋓　（略）